

会員期間中に使用しますので大切に保管してください

P T A 会 則

西東京市立向台小学校 P T A

所在地：西東京市向台町二丁目1番1号

令和5年6月 発行

目次

会則

- 第1章 名称および事務所
- 第2章 目的および活動
- 第3章 方針
- 第4章 会員
- 第5章 経理
- 第6章 組織
- 第7章 総会
- 第8章 運営チーム（役員）
- 第9章 運営委員会
- 第10章 予算委員会
- 第11章 専門委員会および臨時委員会
- 第12章 サークル等その他の組織
- 第13章 会計監査
- 第14章 改正
- 第15章 細則および規程
- 第16章 特例

細則

- 第1章 学級集会
- 第2章 学年集会
- 第3章 地区集会
- 第4章 運営委員会
- 第5章 厚生委員会
- 第6章 広報委員会
- 第7章 役員選出委員会
- 第8章 校外委員会

規程

- 第1章 役員選出規程
- 第2章 校外役員選出規程
- 第3章 免除規程
- 第4章 サークル規程
- 第5章 弔慰規程

附則

向台小学校 P T A 会則

向台小学校 P T A は教育基本法の精神にもとづき、真理と正義を愛し、自主的精神に満ちた児童の育成を期し、父母と教師は互いに協力し、健全な人格の形成に努めて児童の幸福成長をはかるものである。

第 1 章 名称および事務所

第 1 条 この会は西東京市立向台小学校 P T A（父母と教師の会）という。通称「むこさぼカンパニー」とし、事務所を同校内におく。

第 2 章 目的および活動

第 2 条 この会は前文に述べられた精神にもとづき、次のような活動を行う。

1. 児童の教育環境の改善に努める。
2. 会員相互の意識をたかめる。
3. 公教育費の充実をはかる。
4. 学校と家庭の緊密な連絡をはかり、児童の生活を補導する。

第 3 章 方針

第 3 条 この会は教育を本旨として次の方針に従い活動する。

1. この会は自主独自の団体であり、他のいかなるものの支配、統制、干渉も受けない。
2. 特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とする活動は行わない。
3. この会の現役員の名において、公私の選挙の候補者を推薦しない。
4. 児童の教育と福祉のために目的を同じくする他の団体、および機関と協力することもできる。
5. 学校の管理運営、および職員の人事には干渉しない。

第 4 章 会員

第 4 条 この会の会員は、向台小学校児童の保護者（父母もしくはこれに代わる者）と教職員とし、すべて平等の権利を有する。

第 5 章 経理

第 5 条 この会の経費は会費、補助金およびその他の収入をもってあてる。その経理は公開される。

1. 会費は一括納入とする。ただし二学期以降中途入会したものはその半額とする。また、特別の事情があるときは、運営委員会に諮り減免することができる。
2. 前号の会費は、原則として返金は認めないが、9月30日までに転出するもので申し出があった場合は、納入した金額の半額を返金する。10月1日以降は返金しない。

第 6 条 この会の経理は総会において議決された予算に基づき行われ、その決算は会計監査を経て総会に報告し承認を得なければならない。

第 7 条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 組織

第8条 この会の基本組織は、学級・学年集会、地区集会である。

第9条 学級集会は同じ学級に属する会員の集会である。
学級集会にはクラスリーダー（学級代表）を2名おく。

第10条 学年集会は同じ学年に属する会員の集会である。
学年集会は必要ある時、学年リーダー（学年代表）を1名おく。
学年リーダーはクラスリーダーの互選により決定する。

第11条 地区集会は同じ地区に属する会員の集会である。
地区集会には数名の地区委員をおき、地区担当教職員とともに地区委員会を構成する。
また地区委員の中から正副代表2名を選出し、代表は校外委員会に所属する。
地区の区割りは、学校とPTAで協議し、定める。

第7章 総会

第12条 総会は全会員をもって構成され、この会の最高の決議機関である。

第13条 年度当初の定期総会は次のことを行う。

- 1) 活動報告
- 2) 決算報告およびその承認
- 3) 活動計画案の承認
- 4) 予算案の審議および承認
- 5) 会則の改定についての審議および承認
- 6) その他重要な事項についての審議および承認

第14条 運営委員会が必要と認めたとき、または全会員の10分の1以上の要求があったときは、臨時総会を開くことができる。

第15条 総会は会員の8分の1以上の出席をもって成立する。

第16条 総会の議事は出席者の過半数で決定する。

第8章 運営チーム（役員）

第17条 この会のメンバーは次のとおりである。

- | | |
|-------------------|--------------|
| 1) リーダー（会長） | 1名 |
| 2) サブリーダー（副会長・庶務） | 複数名（内1名は教職員） |
| 3) 会計 | 3名（内1名は教職員） |

第18条 全会員の中から互選する。

ただし教職員については教職員で互選する。

第19条 任務は次の通りである。

1. リーダー（会長）は本会を代表し、会務を総括する。会長は選挙に関する委員会を除く他の全ての集会に出席し、意見を述べることができる。
2. 運営メンバーは会長を補佐し、会長に事故ある時、その職務を代行する。また、総会・運営委員会の議事および、この会の活動に関する事項を記録し、必要書類を保管する。
3. 会計は総会で決定した予算に基づき、一切の会計事務を処理し、決算書を作成し総会に報告する。

第20条 リーダーおよび会計の任期は1年とし、4月1日から翌年3月31日までとする。

サブリーダーの任期は就任から1年（12か月）とし、必要ある時、補充することができる。

第9章 運営委員会

第21条 運営委員会は、総会に次ぐ決議機関である。

第22条 運営委員会は運営チーム（役員）・専門委員会と臨時委員会の正副委員長・クラスリーダー（学級代表）で構成される。

第23条 運営委員会の任務は次のとおりである。

- 1) 総会に提出する議案を審議し作成する。
- 2) 各委員会から提出された活動計画を確認する。
- 3) 会則に基づき、細則または規程の制定および改廃を行う。
- 4) その他どの委員会にも属さない問題の処理をする。

第24条 運営委員会は委員の2分の1以上の出席をもって成立する。

第25条 議事は出席者の過半数で決定する。

第10章 予算委員会

第26条 予算委員会は運営委員会出席者により構成される。

第27条 予算委員会は予算案を作成し、運営委員会に提出する。

第11章 専門委員会および臨時委員会

第28条 この会は必要ある時、次の専門委員会または統合した委員会を設置する。

- 1) 校外委員会
- 2) 厚生委員会
- 3) 広報委員会
- 4) 役員選出委員会

第29条 校外委員会は各地区の正・副代表と所属教職員で構成され、委員長1名、副委員長4名以内（内1名は教職員）を互選する。

第30条 厚生・広報・役員選出委員会は、学級委員および所属教職員で構成され、委員長1名、副委員長3名以内（内1名は教職員）を互選する。

第31条 この会は必要ある時、臨時委員会を設けることができる。任務・構成は運営委員会で決める。

第12章 サークル等その他の組織

第32条 この会は、会の目的に沿った活動を行う会員の自主的な組織を承認し、その活動を奨励することができる。必要な場合は運営委員会においてその活動の報告を求めることができる。

第13章 会計監査

第33条 この会は経理を監査するため、会計監査2名（内1名は教職員）をおく。選出方法および任期は運営チーム（役員）のリーダーおよび会計に準ずる。

第34条 会計監査は他の役職と兼任することができない。

第35条 会計監査は年2回とし、監査結果を運営委員会および総会に報告する。

第14章 細則および規程

第36条 この会の運営にあたって必要な細則および規程は運営委員会の議決を経て決める。

第15章 改正

第37条 会則は、総会において出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。改正案は、総会の開催の少なくとも1週間前までに全会員に知らせなければならない。

第16章 特例

第38条 災害、疫病、その他有事のために通常のPTA活動を行うことができないと運営チーム（役員）が判断した場合、学校と協議の上、会則と異なる活動を認める。

細則

第1章 学級集会

第1条 学級集会は学校教育を理解し、児童の行動や学習の実情を知り、学級の保護者と教師が何でも話し合い、よりよい会員になるよう努める。

第2章 学年集会

第2条 学年集会は学年全体が歩調を合わせて、児童がそろってのびやかに成長するよう努める。

第3章 地区集会

第3条 地区集会は、地区での会員の意見の交換を行い、円滑な活動を推進する。

第4章 運営委員会

第4条

1. 運営委員会は必要がある時、開き、公開とし傍聴を認める。またPTAから選出された各種運営協議会委員は、必要に応じてこの会に出席することができる。
2. 学校長は必要に応じてこの会に出席し意見を述べるすることができる。

第5章 厚生委員会

第5条

1. 厚生委員会は、児童および会員の心身の健康をはかり、人の和を深め福利厚生をはかる。
2. 厚生委員会にベルマーク担当係をおく。

第6章 広報委員会

第6条

1. 広報委員会は機関紙「むこうだい」を編集発行する。
2. 「むこうだい」編集にあたっては会の各機関と協力し、自主的にこれを行う。

第7章 役員選出委員会

第7条

1. 役員選出委員会は役員および会計監査の選挙に関する仕事を行う。
2. 卒業年度生は選挙の管理を専らとする。

第8章 校外委員会

第8条 校外委員会は児童の校外における生活指導に努め、地域の環境整備にあたる。

規程

第1章 役員選出規程

第1条 役員選出委員会は次の手順に従って役員を選出する。

1. 役員選出委員会は次期役員、会計監査選出のために全会員に立候補を依頼し、これを受理する。また、運営チーム（役員）が必要と認めた時、全会員に立候補を依頼することができる。
2. 候補者が定員に満たない場合は、立候補者が出なかった学級に候補者の選出を依頼する。役員選出委員会は選出された候補者の互選会を開き、役員候補者としての内諾を得る。
3. 役員選出委員会は立候補者および互選された者の氏名を全会員に公示する。

第2条 選挙は投票によって行われる。

1. 役員候補者は投票前にその氏名を全会員に通知される。
2. 投票は全会員（家庭数）の在宅投票とする。
3. 候補者が定数を超える役職については、単純多数決とする。
4. 信任は投票数の過半数とし、これをもって承認とする。

第3条 投票によって承認された役員は総会にて確認される。

第2章 校外役員選出規程

第4条 校外委員会には次の役員をおき、校外役員とする。

- | | |
|----------|---------------|
| 1) 校外委員長 | 1名 |
| 2) 副委員長 | 3名以内（内1名は教職員） |
| 3) 書記 | 1名 |
| 4) 会計 | 1名 |

第5条 役員選出委員会は次の手順に従って校外役員を選出する。

1. 役員選出委員会は次期校外役員選出のために全会員に立候補を依頼し、これを受理する。
2. 候補者が定員に満たない場合は、全会員に立候補を再度依頼する。役員選出委員会は選出された候補者の互選会を開き、校外役員候補者としての内諾を得る。
3. 役員選出委員会は立候補者および互選された者の氏名を全会員に公示する。

第6条 選挙は投票によって行われる。

1. 校外役員候補者は投票前にその氏名を全会員に通知される。
2. 投票は全会員（家庭数）の在宅投票とする。
3. 候補者が定数を超える役職については、単純多数決とする。
4. 信任は投票数の過半数とし、これをもって承認とする。

第7条 校外役員は各地区の正副代表を兼任できない。

第8条 校外役員の免除については免除規程に定めるとおりとする。

第3章 免除規程

第9条 執行部役員、校外役員または委員長を1年間（12ヵ月）務めた者は次のとおり免除を受ける。

1. 執行部役員、校外役員を務めた者は、以降、執行部役員、学級代表、副代表およびすべての委員を免除される。
2. 広報・厚生・役員選出いずれかの委員長を務めた者は、以降、広報・厚生・役員選出委員長を免除される。

第10条 執行部役員、会計監査、校外役員、校外委員については同年度の係りを免除される。

第11条 免除規程は児童の卒入学にかかわらず、世帯単位で適用される。

第12条 すべての免除は就任および再任を妨げない。

第13条 目安として600世帯を下回った場合は、再度免除規程を見直すこととする。

第4章 サークル規程

第14条

1. 活動内容がPTAの目的と一致し活動内容を報告できる。
2. 一定の参加者があり定期的に活動している。
3. 責任者は在校生の保護者とし、OBの参加は半数までとする。
4. 費用は参加者が負担する。
5. 印刷機の使用は可とする。

第5章 弔慰規程

第15条 弔慰金額は次のとおりである。

1. 会員死亡の場合 (3,000円)
2. 在籍児童死亡の場合 (3,000円)

附則

この会則は2016年（平成28年）5月15日より施行する。

この細則および規程は2017年（平成29年）2月19日より施行する。

2020年（令和2年）8月25日、会則第16章第38条を追加。

この規程は2021年（令和3年）9月17日より施行する。

この会則は2023年（令和5年）2月16日より施行する。

この規程は2023年（令和5年）5月11日、会則は6月1日に改正および施行する。